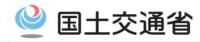
## 令和7年度緊急用務空域公示第1号



大分県大分市で発生した大規模火災について、以下のとおり国土交通大臣による航空法第132条の85による無人航空機の飛行禁止空域の指定を行いました。

なお、航空法第134条の3による航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為(凧、気球等)の許可及び通報についても適用になります。

● 公示日時:令和7年11月19日 12時00分

● 公示管理者:国土交通省航空局

● 公示管理番号:令和7年度緊急用務空域公示第1号

● 公示本文:次のとおり航空法第132条の85第1項第1号 の規定により令和7年度緊急用務空域公示第1号を指定する。

● A) 関係都道府県:大分県(E項に詳述)

B) 開始:令和7年11月19日 12時00分

● C) 終了:別途通知するまで

● D) 時間帯:日出/日没

● E) 区域:

区域A:北緯33度14分45秒、東経131度52分46秒を中心

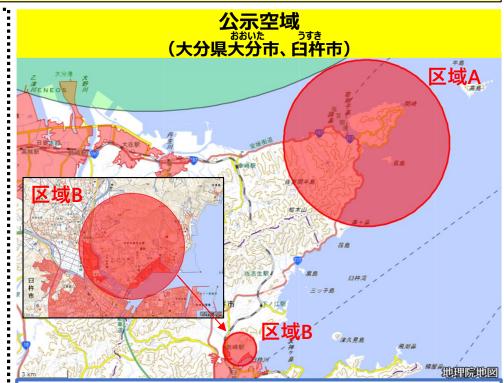
とした半径5000mの範囲 (大分県大分市)

区域B: 北緯33度8分3秒、東経131度47分51秒を中心

とした半径1000mの範囲 (大分県臼杵市)

● F) 下限:地上

● G) 上限: 地上から1700m



航空法第132条の92の適用を受けて飛行させる場合を 除き、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止としま す。

なお、今後の状況に応じ、緊急用務空域を指定する期間 ・範囲・高度を変更する可能性があります。

航空局ホームページ等において、最新の情報を確認してください。